

## 作業班における検討の論点（案）

1. 放送の区分<sup>※1</sup>ごとに、設備の損壊または故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないための措置としてどのようなものが重要かについて検討。
  - ・ 各措置の内容を明確化するため、解説や具体的な対策例を整備。
  - ・ 最近の放送中止事故事例に照らして、放送中止事故などの防止に有効な措置かを検証。
  - ・ 電波を使用する放送の業務に用いる設備の性質に基づき検討する一方、作業班 2 における検討内容との並びにも配慮。
  - ・ 電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備規則との関係についても留意。
2. 放送の区分<sup>※1</sup>ごとに、措置を実施する対象となる設備の範囲を明確化。
  - ・ 放送の業務への著しい支障を及ぼさないようにする上での実効性について配慮。

### ※1 放送の区分

#### （1）基幹放送

- ・ 地上デジタルテレビ放送
- ・ 中波放送（AMラジオ）
- ・ 短波放送
- ・ 超短波放送（FMラジオ）
- ・ コミュニティ放送
- ・ マルチメディア放送
- ・ BS放送、東経110度CS放送

#### （2）一般放送

- ・ 東経124／128度CS放送
- ・ ケーブルテレビ<sup>※2</sup>

### ※2 放送設備安全信頼性検討作業班 2 において検討。